明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通四六）　一

〔告　示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁九九）　一

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四三）　二

○原戸籍の一部が滅失した件（法務四四九）

○除籍が滅失した件（同四五〇、四五一）

○日本国に帰化を許可する件（同四五二）

○技術協力に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の協定の署名に関する件（外務三九六）　三

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三九七）

○重要無形文化財の指定及び保持者の認定の件（文部科学一四〇）

○重要無形文化財の保持者の追加認定の件（同一四一）

○選定保存技術の選定及び保持者の認定の件（同一四二）

○選定保存技術の保持者の追加認定の件（同一四三）

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三三六）

○保安林の指定をする件（農林水産一四五八～一四六五）

○保安林の指定を解除する件（同一四六六～一四八二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四八三～一四八七）

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示及び技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇一五）

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（同一〇一六）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一二三）

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　四

〔皇室事項〕　五

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　六

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　七

〔公　告〕

諸　事　項

官庁　八

財団、司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価、猪名川土地改良区連合役員の退任及び就任関係　八

裁判所　九

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九

特殊法人等　一〇

企業年金基金変更関係　一〇

地方公共団体　一〇

教育職員免許状失効関係　一〇

会社その他　一〇

省　令

○国土交通省令第四十六号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月六日

国土交通大臣　前原　誠司

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　船舶との荷役の用に供する荷役機械（石油荷役機械を除く。）の要求性能　自重、レベル一地震動、載荷重及び風等の作用による損傷等が、当該荷役機械の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年九月六日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置されている船舶との荷役の用に供する固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（建設中のものを含み、石油荷役機械を除く。）がこの省令の規定に適合しない場合においては、この省令の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

告　示

○金融庁告示第九十九号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年九月六日

金融庁長官　三國谷勝範